

○盛岡・紫波地区環境施設組合職員の退職管理に関する規則

平成28年3月29日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2（第8項を除く。）及び第60条第4号から第6号までの規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職管理の取扱い)

第2条 退職管理の取扱いについては、職員の退職管理に関する規則（平成28年矢巾町規則第46号）の例による。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。